

第 3 回 青 梅 市 選 挙 管 理 委 員 会 会 議 録		
開 催 日 時	令和 7 年 5 月 2 0 日 午 前 1 0 時 0 0 分	
場 所	市役所 6 階 選挙管理委員会事務室	
出 席 者	委員長 川 鍋 信 夫 委 員 根 本 太 夫 同 山 下 秀 明 同 桑 原 顯 正	書記長 須 崎 満 書 記 西 村 晃
記 録 者	書 記 西 村 晃	
1 あいさつ 川鍋委員長 2 報告事項 行事報告について 別紙のとおり 3 議 事 議案第 3 号 在外選挙人名簿登録者の決定について 原案どおり可決 議案第 4 号 東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）および参議院議員選挙にお ける公営ポスター掲示場の総数減少について 原案どおり可決 議案第 5 号 東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）および参議院議員選挙にお ける公営ポスター掲示場の設置場所について 原案どおり可決 4 そ の 他 (1) 東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）および参議院議員選挙期日前投票所投 票管理者について 別紙のとおり (2) 今後の行事予定について 別紙のとおり (3) 次回委員会の開催日程について 日 時：令和 7 年 6 月 2 日（月）午前 1 0 時 0 0 分 会 場：市役所 6 階 6 0 1 会議室 議 題：選挙人名簿登録者の決定について ほか (4) その他		

[illegible]

令和7年6月2日

青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫
委員 根 本 太 夫
委員 山 下 香 明
委員 桑 原 顯 正

第3回青梅市選挙管理委員会日程

令和7年5月20日
午前10時00分
市役所本庁舎6階
601会議室

- 1 あいさつ 川鍋委員長
- 2 報告事項 行事報告について
- 3 議 事 議案第3号 在外選挙人名簿登録者の決定について
議案第4号 東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）および
参議院議員選挙における公営ポスター掲示場
の総数減少について
議案第5号 東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）および
参議院議員選挙における公営ポスター掲示場
の設置場所について
- 4 そ の 他 (1) 東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）および参議院議
員選挙期日前投票所投票管理者について
(2) 今後の行事予定について
(3) 次回委員会の開催日程について
日 時 令和7年6月2日（月）午前10時00分
会 場 市役所6階 601会議室
議 題 選挙人名簿登録者の決定について ほか
(4) その他

行事報告

(1) 東京都選管関係

月 日	会 議 名	場 所	時 間	出 席 者
4月17日	東京都議会議員選挙 委員長会・事務説明会	都庁都民ホール	14:00 15:30	委員長、局長 事務局
5月16日	啓発担当者連絡会議	都庁第一本庁舎5階 大会議場	10:00	事務局

(2) 全選連関係

月 日	会 議 名	場 所	時 間	出 席 者
4月30日	全選連東京支部会 定期総会	東京自治会館	14:00	委員長、局長

(3) 都市選連関係

月 日	会 議 名	場 所	時 間	出 席 者
4月14日	都市選連会 都第1回事務局長会	東京自治会館	15:00	局長
5月 7日	都市選連会 都定期総会	東京自治会館	14:00	委員長、委員、局長
5月 9日	都市選連1B会 都次長・係長会	八王子市保健所	15:30	係長
5月14日	都市選連会 都第1回次長・係長会	書 面 開 催		係長
5月16日	都市選連1B会 都委員長・局長会	八王子市保健所	15:00	委員長、局長

(4) 明るい選挙推進（都市推協等）関係

月 日	会 議 名	場 所	時 間	出 席 者
4月16日	東京都市明るい選挙推進 協議会連合会定期総会	東京自治会館	14:00	会長、役員、 局長、事務局

(5) 市部第1ブロック（八王子、立川、昭島、日野、福生、羽村、あきる野）単独選挙

月 日	選 挙 名
4月13日	日野市長選挙（当選人：無所属・新人・古賀氏 投票率：39.90%） 日野市議会議員補欠選挙（当選人：無所属・新人・吉澤氏 投票率：39.89%）

在外選挙人名簿登録者の決定について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項の規定により、別紙在外選挙人名簿登録申請者一覧の 4 人（男 1 人、女 3 人）を本市の在外選挙人名簿に登録決定する。

令和 7 年 5 月 20 日

提出者 青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫

在外選挙人名簿登録申請者一覧

最終住所または申請時の本籍	ふりがな 氏 名	生年月日	性別	経由領事官 の 名 称
東京都青梅市				
東京都青梅市				
東京都青梅市				
東京都青梅市				
以 下 余 白				

○ 公職選挙法

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

第三十条の五 **年齢満十八年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。**

2～3（省略）

4 **年齢満十八年以上の日本国民で国外に転出をする旨の住民基本台帳法第二十四条の規定による届出（以下この項において「国外転出届」という。）がされた者のうち、当該国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているもの（当該市町村の選挙人名簿に登録されていない者で、当該国外転出届に転出の予定年月日として記載された日までに、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有することとなるものを含む。）は、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。**

5～6（省略）

(在外選挙人名簿の登録等)

第三十条の六 **市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。**

2 **市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格（第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。）を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。**

3 **市町村の選挙管理委員会は、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの期間においては、前二項の規定にかかわらず、在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転を行わない。**

4～5（省略）

東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）および参議院議員選挙
における公営ポスター掲示場の総数減少について

東京都議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 56 年東京都条例第 66 号）第 2 条および公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 の規定にもとづき、東京都選挙管理委員会と協議した結果、次のとおり総数を減少する。

1 減少数

38

2 理 由

各投票区の地勢を考慮し、第 1 投票区、第 2 投票区、第 6 投票区、第 7 投票区、第 9 投票区、第 11 投票区から第 20 投票区、第 23 投票区、第 26 投票区および第 32 投票区について減とし、第 22 投票区については増とする。

3 投票区別選挙人名簿登録者数、面積およびポスター掲示場設置数
別紙のとおり

令和 7 年 5 月 20 日

提出者 青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫

●関係法令の定め●

○ 公職選挙法

(ポスター掲示場)

第百四十四条の二

1～7 (省略)

8 **都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場を設けることができる。**

9 都道府県又は市町村が前項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、**当該掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、当該都道府県又は市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、その総数を減ずることができる。**

10 (省略)

○ 東京都議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

(設置)

第一条 **東京都議会議員の選挙においては、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)**

第百四十四条の二第八項の規定に基づき、法第百四十三条第一項第五号の**ポスターの掲示場**(以下「ポスター掲示場」という。)**を設ける。**

2 ポスター掲示場の設置に関する事務は、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)の選挙管理委員会が行う。

(総数の減少)

第二条 **区市町村の選挙管理委員会は、当該区市町村における地勢、交通等の事情により、法第百四十四条の二第九項本文の規定により算定した総数のポスター掲示場を設置することが困難であると認められる場合は、同項ただし書の規定により、あらかじめ東京都選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。**

◎公職選挙法施行令第111条第1項の規定による数

(公職選挙法第144条の2第2項または第9項に規定の政令で定める数)

選挙人名簿 登録者数	面積	ポスター 掲示場の数	投票区
1,000 人未満	2 平方キロメートル 未満	5 箇所	第 20、第 21
	2 平方キロメートル 以上 4 平方キロメートル 未満	6 箇所	第 17、第 24
	4 平方キロメートル 以上 8 平方キロメートル 未満	7 箇所	第 18、第 19、第 26
	8 平方キロメートル 以上	8 箇所	第 25
1,000 人以上 5,000 人未満	4 平方キロメートル 未満	7 箇所	第 1、第 2、第 5、第 9、第 11、 第 12、第 13、第 16、第 27、第 30、 第 32、第 34
	4 平方キロメートル 以上 8 平方キロメートル 未満	8 箇所	第 6、第 14、第 15、第 22、第 23
	8 平方キロメートル 以上	9 箇所	(該当なし)
5,000 人以上 10,000 人未満	4 平方キロメートル 未満	8 箇所	第 3、第 4、第 7、第 8、第 28、 第 29、第 31、第 33
	4 平方キロメートル 以上	9 箇所	第 10
10,000 人以上	4 平方キロメートル 未満	9 箇所	(該当なし)
	4 平方キロメートル 以上	10 箇所	(該当なし)

青梅市投票区別選挙人名簿登録者数、面積およびポスター掲示場設置数
(令和7年執行 都議会議員選挙・参議院議員選挙)

投票区	選挙人名簿登録者数 (R7.3.3)	区分1	面積(k㎡)	区分2	法施行令第11 1条第1項の規定による数	設置数	増△減	理由
1	3,381	②5千人未満	1.0549	①2k㎡未満	7	4	△ 3	地勢等による減
2	2,267	②5千人未満	0.6495	①2k㎡未満	7	6	△ 1	〃
3	6,723	③1万人未満	1.2370	①2k㎡未満	8	8	0	
4	9,400	③1万人未満	2.9560	②4k㎡未満	8	8	0	
5	4,546	②5千人未満	0.7437	①2k㎡未満	7	7	0	
6	4,462	②5千人未満	4.1272	③8k㎡未満	8	5	△ 3	地勢等による減
7	5,226	③1万人未満	0.9721	①2k㎡未満	8	5	△ 3	〃
8	6,888	③1万人未満	1.0475	①2k㎡未満	8	8	0	
9	2,845	②5千人未満	2.5652	②4k㎡未満	7	5	△ 2	地勢等による減
10	7,261	③1万人未満	5.5339	③8k㎡未満	9	9	0	
11	1,448	②5千人未満	1.8944	①2k㎡未満	7	6	△ 1	地勢等による減
12	1,392	②5千人未満	1.2739	①2k㎡未満	7	6	△ 1	〃
13	2,171	②5千人未満	1.5412	①2k㎡未満	7	6	△ 1	〃
14	4,572	②5千人未満	6.2647	③8k㎡未満	8	4	△ 4	〃
15	1,866	②5千人未満	4.0332	③8k㎡未満	8	7	△ 1	〃
16	1,515	②5千人未満	3.3680	②4k㎡未満	7	6	△ 1	〃
17	173	①1千人未満	3.3860	②4k㎡未満	6	3	△ 3	〃
18	499	①1千人未満	4.3542	③8k㎡未満	7	5	△ 2	〃
19	408	①1千人未満	7.8773	③8k㎡未満	7	5	△ 2	〃
20	100	①1千人未満	1.5219	①2k㎡未満	5	2	△ 3	〃
21	794	①1千人未満	1.9527	①2k㎡未満	5	5	0	
22	973	①1千人未満	6.3467	③8k㎡未満	7	8	1	有権者分布状況等による増
23	1,025	②5千人未満	6.4581	③8k㎡未満	8	7	△ 1	地勢等による減
24	761	①1千人未満	3.8061	②4k㎡未満	6	6	0	
25	453	①1千人未満	12.2559	④8k㎡以上	8	8	0	
26	112	①1千人未満	6.5823	③8k㎡未満	7	1	△ 6	地勢等による減
27	3,714	②5千人未満	2.2507	②4k㎡未満	7	7	0	
28	6,708	③1万人未満	1.6242	①2k㎡未満	8	8	0	
29	4,846	②5千人未満	0.6480	①2k㎡未満	7	7	0	
30	4,385	②5千人未満	0.5295	①2k㎡未満	7	7	0	
31	5,506	③1万人未満	0.7771	①2k㎡未満	8	8	0	
32	4,609	②5千人未満	1.4908	①2k㎡未満	7	6	△ 1	地勢等による減
33	5,715	③1万人未満	1.8383	①2k㎡未満	8	8	0	
34	4,181	②5千人未満	0.3478	①2k㎡未満	7	7	0	
合 計	110,925		103.3100		246	208	△ 38	

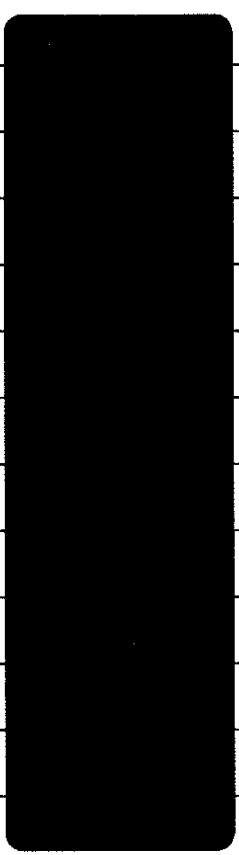
東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）および参議院議員選挙
における公営ポスター掲示場の設置場所について

令和 7 年 6 月 2 2 日執行の東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）および
令和 7 年執行の参議院議員選挙における公営ポスター掲示場の設置場所を
次のとおり定める。

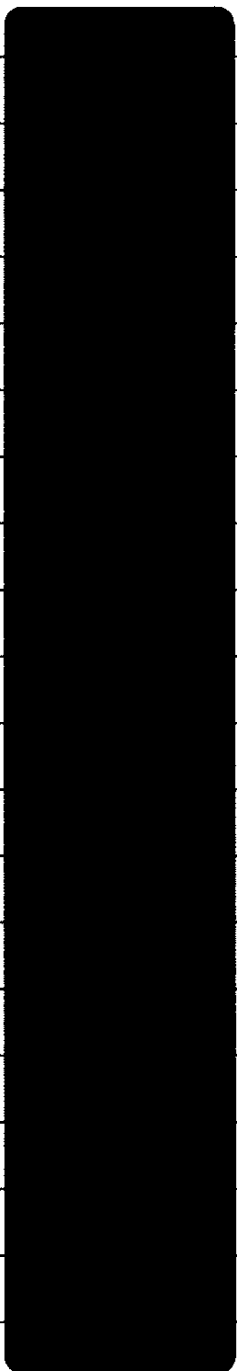
令和 7 年 5 月 2 0 日

提出者 青梅市選挙管理委員会
委員長 川 鍋 信 夫

東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）期日前投票所投票管理者一覧表

投票所	従事する日	従事する時間	投票管理者氏名
青梅市役所期日前投票所	令和7年6月14日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年6月15日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年6月16日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年6月17日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年6月18日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年6月19日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年6月20日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年6月21日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
河辺駅前期日前投票所	令和7年6月17日	午前9時00分から 午後8時00分まで	
河辺駅前期日前投票所	令和7年6月18日	午前9時00分から 午後8時00分まで	
河辺駅前期日前投票所	令和7年6月19日	午前9時00分から 午後8時00分まで	
河辺駅前期日前投票所	令和7年6月20日	午前9時00分から 午後8時00分まで	
河辺駅前期日前投票所	令和7年6月21日	午前9時00分から 午後8時00分まで	

参議院議員選挙期日前投票所投票管理者一覧表

投票所	従事する日	従事する時間	投票管理者氏名
青梅市役所期日前投票所	令和7年7月4日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年7月5日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年7月6日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年7月7日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年7月8日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年7月9日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年7月10日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年7月11日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年7月12日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年7月13日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年7月14日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年7月15日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年7月16日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年7月17日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年7月18日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
青梅市役所期日前投票所	令和7年7月19日	午前8時30分から 午後8時00分まで	
河辺駅前期日前投票所	令和7年7月15日	午前9時00分から 午後8時00分まで	
河辺駅前期日前投票所	令和7年7月16日	午前9時00分から 午後8時00分まで	
河辺駅前期日前投票所	令和7年7月17日	午前9時00分から 午後8時00分まで	
河辺駅前期日前投票所	令和7年7月18日	午前9時00分から 午後8時00分まで	
河辺駅前期日前投票所	令和7年7月19日	午前9時00分から 午後8時00分まで	

※ 令和7年7月20日執行想定で作成しています。

別日となった場合は、再度調整の連絡等をさせていただく場合があります。

今後の行事予定

(1) 東京都選管関係

月 日	会 議 名	場 所	時 間	出 席 者
	該当なし			

(2) 全選連関係

月 日	会 議 名	場 所	時 間	出 席 者
5月22日	全 選 連 会 定 期 総 会	文京シビックホール	13:00	委員長、委員（局長は都議選事前審査対応により欠席予定）
5月23日	全 選 連 会 選 挙 事 務 研 究 会	銀座ブロッサム	10:00	（都議選事前審査対応により欠席予定）

(3) 都市選連関係

月 日	会 議 名	場 所	時 間	出 席 者
5月20日	都 市 選 連 会 第 2 回 事 務 局 長 会	書 面 開 催		局長
8月19日	都 市 選 連 会 委 員 長 会	東 京 自 治 会 館	未定	委員長、局長
8月28日	都 市 選 連 会 第 2 回 次 長 ・ 係 長 会	東 京 自 治 会 館	15:00	係長
10月23日	都 市 選 連 会 次 長 ・ 係 長 ・ 一 般 職 員 研 修 会	未 定	未定	係長、事務局
12月10日	都 市 選 連 会 第 3 回 次 長 ・ 係 長 会	未 定	未定	係長
1月26日	都 市 選 連 会 局 長 ・ 次 長 ・ 係 長 研 修 会	未 定	未定	局長、係長
1月28日	都 市 選 連 会 第 4 回 次 長 ・ 係 長 会	未 定	未定	係長
2月9日	都 市 選 連 会 委 員 長 ・ 委 員 研 修 会	未 定	未定	委員長、委員、局長
2月19日	都 市 選 連 会 委 員 長 会	未 定	未定	委員長、局長
2月26日	都 市 選 連 会 第 5 回 次 長 ・ 係 長 会	未 定	未定	係長

※6月は東京都議会議員選挙（22日）、7月は参議院議員選挙（20日予定）のため会議無し

(4) 明るい選挙推進協議会（都市推協等）関係

月 日	会 議 名	場 所	時 間	出 席 者
9月4日	東京都市明るい選挙推進協議会 連 合 会 会 長 会 議	東 京 自 治 会 館	14:00	会長、局長
12月2日	東京都市明るい選挙推進協議会 連 合 会 推 進 委 員 研 修 会	東 京 自 治 会 館	14:00	会長、役員、局長、事務局

(5) 市部第1ブロック（八王子、立川、昭島、日野、福生、羽村、あきる野）単独選挙

月 日	選 挙 名
（3月8日 任期満了）	日野市議会議員選挙